

○愛媛県奨学資金貸与条例

昭和36年3月17日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、優秀な学生又は生徒であつて経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「奨学生」とは、学資金の貸与を受ける者をいう。

2 この条例において「奨学金」とは、貸与する学資金をいう。

(奨学生の要件)

第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者であること。

(2) 学業・人物ともにすぐれ、かつ、健康な者であること。

(3) 学資の支弁が困難であると認められる者であること。

(4) 保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。以下同じ。)又は保護者であつた者が愛媛県内に居住する者であること。

一部改正〔昭和37年条例11号・平成4年17号・14年23号・17年36号・84号・19年29号〕

(奨学生の採用)

第4条 奨学生は、前条に規定する要件を備える者のうちから採用する。

(奨学金の貸与額及び貸与期間)

第5条 奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分		月額
1 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円
	自宅外通学のとき	23,000円
2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	30,000円
	自宅外通学のとき	35,000円

備考 この表において、「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。

2 奨学金には、利息をつけない。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時からその者の在学する学校の正規の修業期間とする。

一部改正〔昭和37年条例11号・45年35号・47年21号・49年18号・51年14号・53年10号・56年16号・60年10号・63年13号・平成2年12号・4年17号・6年6号・8年11号・10年14号・12年32号・13年20号・14年23号・15年33号・16年19号・17年36号・84号〕

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月1月分ずつ交付する。ただし、特別の事情により2月分以上を合わせて交付することができる。

(奨学金の休止)

第7条 奨学生が休学し、又は長期にわたつて欠席した場合は、その期間の奨学金の交付を休止することができる。

(奨学金の停止)

第8条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を停止する。

(1) 病気等のため成業の見込みがないとき。

(2) 第3条に規定する要件を欠くに至つたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還期間)

第9条 奨学生が、奨学生でなくなつたときには、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後15年以内で教育委員会が定める期間内に、奨学金を返還しなければならない。

一部改正〔昭和37年条例11号〕

(奨学金の返還猶予)

第10条 奨学生であつた者が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学するとき。

(2) 災害、傷い疾病その他やむを得ない事由によつて返還が困難と認められるとき。

(奨学金の返還免除)

第11条 奨学生又は奨学生であつた者が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身障害その他やむを得ない理由によつて返還が不能と認められるとき。

一部改正〔昭和57年条例19号〕

(延滞金)

第12条 奨学生であつた者は、正当な事由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

追加〔昭和37年条例11号〕、一部改正〔昭和45年条例35号・平成17年36号〕

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

一部改正〔昭和37年条例11号・60年10号・平成17年36号〕

附 則

1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

一部改正〔平成30年条例41号〕

2 第11条に定めるもののほか、当分の間、平成30年7月豪雨による災害により被害を受けたことを原因として奨学生に採用された者のうち教育委員会が定める者が、高等学校を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

追加〔平成30年条例41号〕

附 則 (昭和37年3月19日条例第11号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年10月16日条例第35号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第13条に規定する延滞金の全部又は一部で、昭和45年10月1日以前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (昭和47年3月24日条例第21号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日条例第18号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月23日条例第14号)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50年度以前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額は、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、昭和50年度に高等学校又は高等専門学校に入学した者に係る奨学金の貸与限度額は、5,200円とする。

附 則 (昭和53年3月24日条例第10号)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和52年度以前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月20日条例第16号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年7月16日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項第2号の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項第2号の規定は、昭和60年4月1日以後に大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月15日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、昭和63年4月1日以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月23日条例第12号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、平成2年4月1日以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月21日条例第17号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月25日条例第6号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月19日条例第11号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
（愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、施行日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、施行日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月23日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、施行日前に高等学校若しくは高等専門学校又は大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月26日条例第23号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定(高等学校及び高等専門学校に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に高等学校又は高等専門学校に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校又は高等専門学校に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月18日条例第33号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月26日条例第19号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第36号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月14日条例第84号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。)に在学する者として採用された奨学生に係る奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月20日条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月9日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。